

京都市告示第179号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年4月3日付けで認可した上賀茂馬ノ目町南部町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月7日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 名称

変更前	変更後
上賀茂馬ノ目町南部町内会	地縁による団体馬ノ目町南部町内会

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市北区上賀茂馬ノ目町27番地の10	京都市北区上賀茂馬ノ目町41番地の21

3 代表者の氏名

変更前	変更後
奥本 穂積	前島 俊男

4 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区上賀茂馬ノ目町27番地の10	京都市北区上賀茂馬ノ目町41番地の21

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)